

令和7年和泉市教育委員会第11回定例会

日 時：令和7年11月13日(木) 午後3時45分から
場 所：和泉市役所3階 3A・3B会議室

出席者	教育委員会
	教育長 大槻 亮志
	教育長職務代理者 深堀 知子
	委員 酒家 章弘
	委員 中西 正人
	委員 木村 規洋子
事務局	
	教育次長兼生涯学習部長 辻 公伸
	(教育・こども部)
	教育・こども部長 東 直樹
	教育指導監 上田 茂幸
	教育・こども部次長兼学校園管理室長 鍛治 公哉
	学校教育室長 永井 敬
	こども未来室長 西角 雅士
	教育総務課長 奥 信介
	学校園管理室教育施設担当 大内 浩平
	学校園管理室保健給食担当 濱田 直美
	学校教育室教育推進担当 隅埜 哲弥
	学校教育室教職員担当 岩井 靖久
	こども未来室幼保運営担当課長 北野 剛司
	こども未来室幼保育成担当課長 藤木 守
	教育総務課課長補佐兼総務係長 大西 薫
	教育総務課企画係長 吉田 昌史
	教育総務課総務係 西川 世理奈
	(生涯学習部)
	生涯学習部次長兼文化遺産活用課長 森下 徹
	生涯学習推進室長 前田 志織
	生涯学習推進室生涯学習担当課長 橋本 吉人
	生涯学習推進室スポーツ振興担当課長 富岡 大作
	久保惣記念美術館館長代理 横田 昌幸

1. 開 会
2. 会議録署名委員の指名について
3. 教育長の報告
4. 審議事項
 - 議案第 42 号 令和 7 年和泉市議会第 4 回定例会に提出する議案について（その 1）
公の施設の指定管理者の指定について（和泉市生涯学習センター）
 - 議案第 43 号 令和 7 年和泉市議会第 4 回定例会に提出する議案について（その 2）
公の施設の指定管理者の指定について（和泉市生涯学習サポート館）
 - 議案第 44 号 令和 7 年和泉市議会第 4 回定例会に提出する議案について（その 3）
公の施設の指定管理者の指定について（和泉市立青少年の家・和泉市立槇尾山森林浴コース）
 - 議案第 45 号 令和 7 年和泉市議会第 4 回定例会に提出する議案について（その 4）
公の施設の指定管理者の指定について（和泉市立図書館）
 - 議案第 46 号 令和 7 年和泉市議会第 4 回定例会に提出する議案について（その 5）
補正予算について
 - 案件 1 （仮称）富秋学園整備事業（継続費）
 - 案件 2 学校施設大規模改修事業（繰越明許費・債務負担行為）
 - 案件 3 いぶき野小学校給食室改修事業（債務負担行為）
 - 案件 4 和泉市生涯学習センター管理運営事業（債務負担行為）
 - 案件 5 和泉市生涯学習サポート館管理運営事業（債務負担行為）
 - 案件 6 和泉市立青少年の家・和泉市立槇尾山森林浴コース管理運営事業（債務負担行為）
 - 案件 7 和泉市立図書館管理運営事業（債務負担行為）
 - 案件 8 体育施設管理運営事業（惣ヶ池こどもグラウンド）
 - 議案第 47 号 令和 7 年和泉市議会第 4 回定例会に提出する議案について（その 6）
和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第 48 号 令和 7 年和泉市議会第 4 回定例会に提出する議案について（その 7）
和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第 49 号 令和 7 年和泉市議会第 4 回定例会に提出する議案について（その 8）
和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について（教育委員会関係分）
 - 議案第 50 号 令和 7 年和泉市議会第 4 回定例会に提出する議案について（その 9）
財産取得について
 - 案件 1 （仮称）和泉市立富秋学園給食室厨房機器一式
 - 案件 2 （仮称）和泉市立北西部こども園給食室厨房機器一式

議案第 51 号 令和 7 年和泉市議会第 4 回定例会に提出する議案について（その 10）

工事請負契約の締結について

- 案件 1 （仮称）和泉市立北西部こども園等整備工事
- 案件 2 （仮称）和泉市立北西部こども園等整備電気設備工事
- 案件 3 和泉市立青少年の家改修工事
- 案件 4 和泉市立青少年の家改修機械設備工事

議案第 52 号 令和 8 年度和泉市立学校教職員人事基本方針について

5. 報告事項

- (1)和泉市教育施設等長寿命化計画改訂版（案）について
- (2)学校給食の食物アレルギー対応について
- (3)和泉市温水プール事業の廃止について
- (4)和泉市特定歴史公文書の利用等に関する規則の制定の諮問について
- (5)和泉市公文書の管理等に関する条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準の制定の諮問について
- (6)保有個人情報開示に係る審査請求の裁決について（非公開）

6. 情報提供

- (1)令和 7 年度大阪府学生科学賞、和泉市小・中学生科学展結果について
- (2)決算審査特別委員会における質疑等について

7. 行事等のご案内

- (1)2026 年和泉市はたちのつどいの開催について
- (2)いづみの国歴史館「浮世絵の中のいきもの展」の開催について
- (3)館蔵品企画展「上方プロマайд」の開催について

8. その他

9. 閉会

大槻教育長	<p>定刻となりましたので、令和 7 年和泉市教育委員会第 11 回定例会を開会します。</p> <p>本日は、小谷委員から欠席のご連絡をいただいているが、過半数の委員は出席ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条の規定に基づき、本日の会議が成立することを報告します。</p> <p>第 10 回定例会の会議録は、事前に配付し、ご確認いただいているが、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので第 10 回定例会の会議録について承認することとします。</p> <p>今回の会議録署名委員は、深堀職務代理者と木村委員を指名します。</p> <p>次に、資料「教育長の報告」をご覧ください。</p> <p>令和 7 年 10 月 23 日から 11 月 12 日までの主な活動を掲載しています。</p> <p>何かご質問等ございませんか。</p> <p>ないようですので、議事を進めてまいります。</p> <p>本日は、審議事項 11 件、報告事項 6 件、情報提供 2 件、行事等のご案内 3 件です。</p> <p>議案第 42 号「令和 7 年和泉市議会第 4 回定例会に提出する議案について 公の施設の指定管理者の指定 和泉市生涯学習センター」、議案第 43 号「和泉市生涯学習サポート館」、議案第 44 号「和泉市立青少年の家・和泉市立槇尾山森林浴コース」、議案第 45 号「和泉市立図書館」、議案第 46 号「補正予算 案件 4 和泉市生涯学習センター管理運営事業（債務負担行為）」、「案件 5 和泉市生涯学習サポート館管理運営事業（債務負担行為）」、「案件 6 和泉市立青少年の家・和泉市立槇尾山森林浴コース管理運営事業（債務負担行為）」、「案件 7 和泉市立図書館管理運営事業（債務負担行為）」は、それぞれ指定管理者指定議案とそれに伴う補正予算であり、加えて、所管課が同一ですので、事務局（生涯学習推進室）から一括して説明願います。</p>
橋本課長	<p>生涯学習担当の橋本です。</p> <p>議案第 42 号及び議案第 46 号案件 4 について、説明します。</p> <p>和泉市生涯学習センターの指定管理期間が令和 7 年度末で満了を迎えることから、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日の 5 年間を指定管理期間とする指定管理者を公募したところ、「①応募団体」に記載の 1 団体から応募があり、選定委員会による審査を実施したものです。</p> <p>選定委員会での審査の結果、「②審査結果」、「③項目ごとの採点」に記載のとおり、和泉市公共施設管理公社・JTB コミュニケーションデザイン・KUL 指定管理業務共同事業体が 700 点中 563.6 点となり、同社を指定候補団体とするものです。</p>

同社から、施設の集客力向上のための取組みとして、友の会「弥生の風俱楽部」の拡充を図り、チケット販売等の増加につなげる、集客力向上のための取組みとして、「エコール・いずみ」と連携したイベント等の実施や協賛店の割引等の特典を提供する、施設の稼働率向上のための取組みとして、多様な世代のニーズを調査・分析し、魅力あるイベント等を企画立案する等の提案がありました。

自主事業の提案において、市制施行 70 周年記念事業として前向きな提案があったほか、地域性の項目では、高い地域（市内）企業活用率の実績が示され、今後の取組内容も実現性があり、地域貢献や地域雇用に取り組む姿勢を高く評価し選定に至りました。

補正金額は 15 億 572 万 1,000 円で、和泉市生涯学習センターの指定管理者の指定にあたり、地方自治法第 214 条の規定により、債務負担行為をするものです。

続いて、議案第 43 号及び議案第 46 号案件 5 について、説明します。

和泉市生涯学習サポート館の指定管理期間が令和 7 年度末で満了を迎えることから、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日の 5 年間を指定管理期間とする指定管理者を公募したところ、「①応募団体」に記載の 4 団体から応募があり、選定委員会による審査を実施したものです。

選定委員会での審査の結果、「②審査結果」、「③項目ごとの採点」に記載のとおり、株式会社ビケンテクノが 500 点中 391 点となり、同社を指定候補団体とするものです。

同社から、子どもを対象としたイベントの継続やライフスタイルに合わせた生涯プログラムの提供、第三者委託や物品の調達等について、地域経済の活性化と市内企業の育成を目的に市内企業を活用する、ホームページや SNS 等での発信力を上げることで、施設情報が届きやすい環境づくりに努める等の提案がありました。

自主事業の提案において、施設の特性を生かした前向きな提案があったほか、地域性の項目では、高い地域雇用率の実績が示され、今後の取組内容も実現性があり、地域貢献や地域雇用に取り組む姿勢を高く評価し選定に至りました。

補正金額は 1 億 4,274 万円で、和泉市生涯学習サポート館の指定管理者の指定にあたり、地方自治法第 214 条の規定により、債務負担行為を行うものです。

続いて、議案第 44 号及び議案第 46 号案件 6 について、説明します。

和泉市立青少年の家・和泉市立槇尾山森林浴コースの指定管理期間が令和 7 年度末で満了を迎えることから、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日の 5 年間を指定管理期間とする指定管理者を公募したところ、「①応募団体」に記載の 5 団体から応募があり、選定委員会による選考会を実施したものです。なお、5 団体のうち、4 団体については、辞退の申出がありました。

選定委員会での審査の結果、「②審査結果」、「③項目ごとの採点」に記載のとおり、公益財団法人大阪 YMCA が 500 点中 360.8 点となり、同社を指定候補団体とするものです。

同社から、施設利用者の利便性向上として、汎用性の高い民間予約サイトの活用や送迎バスプランの企画、本事業を向上させる計画として、キャッシュレス決済の導入や新たな施設であるサウナ施設の活用、地域貢献に対する考え方として、食材やケータリングを地元企業へ発注する等の提案がありました。

サウナ施設など、新たな施設の活用提案を重視しており、特にサウナ施設の料金設定について、安価な価格設定を行う提案は、より具体性が高かった点を評価し選定に至りました。

補正金額は2億2,000万円で、和泉市立青少年の家及び槇尾山森林浴コースの指定管理者の指定にあたり、地方自治法第214条の規定により、債務負担行為をするものです。

続いて、議案第45号及び議案第46号案件7について、説明します。

和泉市立図書館の指定管理期間が令和7年度末で満了を迎えることから、令和8年4月1日から令和13年3月31日の5年間を指定管理期間とする指定管理者を公募したところ、「①応募団体」に記載の2団体から応募があり、選定委員会による審査を実施したものです。

選定委員会での審査の結果、「②審査結果」、「③項目ごとの採点」に記載のとおり、株式会社図書館流通センターが500点中395.2点となり、同社を指定候補団体とするものです。

同社から、子どもから高齢者まで様々な利用者を対象としたイベントや企画を開催し、本や読書に興味を持ってもらうきっかけとする、図書館で収集した地域資料を図書館スタッフがデジタル化、目録作成を行い、著作権処理が整った資料については、デジタルアーカイブシステムのプラットフォームで公開する、電子図書館コンテンツの一部をスポンサー制度を利用して拡充する、地元企業等に和泉市こどもの読書活動推進の取組みへの協賛の協力を要請し、その協賛金で学校からニーズの高い電子図書館コンテンツを導入する等の提案がありました。

図書館運営に関する経験と実績に基づいた具体的かつ実現性の高い計画が示されており、利用者サービスの向上と経費縮減の両立を図る姿勢を評価しました。

また、地域企業との連携や市内雇用の促進など、地域に根ざした運営方針が明確であり、今後の図書館運営の発展に寄与することが期待されることから、選定に至りました。

補正金額は18億4,023万1,000円で、和泉市立図書館の指定管理者の指定にあたり、地方自治法第214条の規定により、債務負担行為をするものです。

なお、小谷委員から、議案第42号における「管理運営費支出」について、「令和9年度に減少し、令和10年度から増加しているのはなぜか」との事前質問をいただいております。

これについては、令和8年度は施設予約システムの更新に伴うデータ移行やパソコン・プリンタの調達にかかる費用が発生するため、令和9年度と比較すると管理運営支出が減少しており、令和10年度以降は、賃金や水道光熱費の上

	<p>昇を見込んでいるため、管理運営支出が増加しているものです。</p> <p>併せて、議案第 44 号について、「広報活動は指定管理者がするのか」とのご質問をいただきましたが、指定管理者による広報活動はもちろん、市の広報や SNS など、様々な方法を駆使し周知を行うほか、施設の愛称募集やプレオープンイベントの開催告知など、広く施設の周知を図ってまいります。</p> <p>大槻教育長 ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りします。</p> <p>議案第 42 号から議案第 45 号並びに議案第 46 号案件 4 から案件 7 について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、原案どおり可決します。</p> <p>続いて、議案第 46 号「補正予算 案件 1 (仮称) 富秋学園整備事業（継続費）」について、事務局（学校園管理室）から説明願います。</p> <p>大内課長 教育施設担当の大内です。</p> <p>本件は、(仮称) 富秋学園の整備にかかる工事費予算について、市議会第 4 回定例会に補正予算計上しようとするものです。</p> <p>令和 5 年 12 月に契約を締結し、令和 10 年 3 月までを工期として事業を実施中ですが、契約締結時点より物価上昇や人件費増が続いている中、令和 7 年 7 月以降に着手していく残工事分について、事業者からインフレスライドの請求があったことから、協議が完了し、増額費用について補正予算として計上するものです。</p> <p>本事業の継続費予算における令和 8 年度と令和 9 年度の年割額及びその財源を補正するもので、現在の設計施工契約金額の 68 億 8,039 万円を 73 億 1,540 万 7,000 円とし、4 億 3,501 万 7,000 円の増額変更を行います。</p> <p>インフレスライドの対象は、令和 7 年 7 月から令和 10 年 3 月までの工事です。</p> <p>スライド額の算定式は国のマニュアル等で示されており、物価上昇を踏まえた変動後の基準日以降の残工事金額から、変動前の基準日以降の残工事金額を差し引くことで、残工事における物価変動による上昇分の金額を算出し、そこから、事業者負担分として変動前残工事金額の 1% を差し引き算出するものです。</p> <p>なお、この物価上昇を踏まえた変動後の基準日以降の残工事金額の算定は、一般財団法人建設物価調査会公表の建設物価建築費指数を用い、契約締結時から基準日までの物価上昇率 8.1% を算出し、その物価上昇率を踏まえ算定しています。</p> <p>大槻教育長 ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りします。</p>
--	--

	<p>議案第 46 号案件 1 について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、原案どおり可決します。</p> <p>続いて、「案件 2 学校施設大規模改修事業（繰越明許費・債務負担行為）」について、事務局（学校園管理室）から説明願います。</p> <p>大内課長 教育施設担当の大内です。</p> <p>本件は、学校施設の大規模改修事業にかかる工事費等の予算について、市議会第 4 回定例会に補正予算計上しようとするものです。</p> <p>現在、これまでに改修履歴のない築 20 年以上の校舎を対象に、「和泉市教育施設等長寿命化計画」に基づき、老朽化する学校校舎の大規模改修、学校トイレの洋式化等に計画的に取り組んでいます。</p> <p>令和 7 年度末に予定している改訂内容では、令和 5 年度から令和 14 年度において、28 棟の校舎を大規模改修工事の対象とし、令和 8 年度においては 5 棟、令和 9 年度においては 4 棟の改修工事を計画しています。</p> <p>については、令和 8 年度に工事を計画する 5 棟の工事費と工事監理費の補正予算、繰越明許費に加え、令和 9 年度に工事を計画する 4 棟の設計委託料について、工事着手・事業者選定・契約手続き等、期間や時期を考慮すると、本議会に債務負担行為を補正予算として計上する必要があります。</p> <p>令和 8 年度施工分は、歳出において、工事費 9 億 9,770 万円及び工事監理の委託料 2,070 万円の計 10 億 1,840 万円を計上しており、歳入では、市債 7 億 6,360 万円を計上しています。</p> <p>令和 9 年度施工分は、設計の委託料 3,539 万円を令和 7 年度から令和 8 年度の債務負担行為として計上しています。</p> <p>令和 8 年度施工分の工事は、令和 8 年 1 月から業者選定手続きに入り、令和 8 年 5 月に仮契約締結、教育委員会第 5 回定例会に工事請負契約締結の議案を提出、令和 8 年 6 月に市議会第 2 回定例会に工事請負契約締結議案を提出、その後、令和 9 年 2 月末を工期として工事着手する予定です。</p> <p>令和 9 年度施工分の設計は、令和 8 年 1 月から業者選定手続きに入り、令和 8 年 3 月に契約締結し、実施設計業務に着手する予定です。</p> <p>大槻教育長 ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りします。</p> <p>議案第 46 号案件 2 について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p>【異議なし】</p>
--	--

	<p>ご異議ないようですので、原案どおり可決します。</p> <p>続いて、「案件3 いぶき野小学校給食室改修事業（債務負担行為）」について、事務局（学校園管理室）から説明願います。</p> <p>濱田課長</p> <p>保健給食担当の濱田です。</p> <p>本件は、いぶき野小学校給食室の改修に係る設計委託料の予算について、市議会第4回定例会に債務負担行為にて補正予算を計上しようとするものです。</p> <p>老朽化対策及び衛生環境の向上を図るため、給食室のドライ化改修を計画的に実施する必要があります。</p> <p>また、給食調理業務委託は、給食調理員の配置人員の不足が生じないよう、退職者の推移を勘案しながら導入を進めており、ドライ化改修が完了した学校から調理業務委託を導入することを原則としています。</p> <p>給食調理業務委託は、新たに、令和8年度に信太中学校で、令和9年度には、（仮称）富秋学園での導入を予定しており、令和9年度時点で、26校中13校が委託となる予定です。</p> <p>令和13年度に新規校を追加する予定でしたが、退職者の推移等を踏まえると、令和11年度に新規校を追加する必要が生じたため、令和9年度の夏休み期間を中心に給食室のドライ化改修工事を実施する必要があります。</p> <p>このことから、令和7年度中に設計業務に着手し、令和8年10月末までに設計金額を整理したうえで、令和8年市議会第4回定例会にて工事費等の補正予算を措置のうえ、事業者選定及び契約手続きを進め、ドライ化改修工事に着手する必要があるため、設計委託料について債務負担行為を補正予算として計上するものです。</p> <p>令和7年度から令和8年度の債務負担行為の限度額として、設計委託料902万3,000円を計上しています。</p> <p>令和8年1月から事業者選定手続きに入り、令和8年3月に契約締結し、実施設計業務に着手する予定です。</p> <p>大槻教育長</p> <p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p> <p>ないようでしたら、お諮りします。</p> <p>議案第46号案件3について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、原案どおり可決します。</p> <p>続いて、「案件8 体育施設管理運営事業（惣ヶ池こどもグラウンド）」について、事務局（生涯学習推進室）から説明願います。</p>
--	---

富岡課長	<p>スポーツ振興担当の富岡です。</p> <p>本件は、惣ヶ池こどもグラウンド用地購入にかかる公有財産購入費の予算について、市議会第4回定例会に補正予算を計上しようとするものです。</p> <p>惣ヶ池こどもグラウンドの土地のうち、旧泉北水道企業団が所有していた王子町491-1、495-1の2筆について、現在は和泉市、泉大津市、高石市の3市共有名義ですが、令和3年3月31日付け「泉北水道企業団の解散に伴う財産処分についての覚書」において、和泉市が泉大津市、高石市から取得するものとされており、これに基づき、取得する必要があります。</p> <p>令和7年度に取得する手続きを行う旨を3市で合意しており、令和7年9月に土地鑑定が完了したことから、王子町491-1の1,473万6,000円、495-1の1,504万3,000円、2筆の合計2,977万9,000円を公有財産購入費として補正予算計上するものです。</p> <p>対象地は旧泉北水道企業団が所有していた土地で、解散後、3市の共有名義となっており、持ち分については、記載のとおりです。</p> <p>なお、今回購入する491-1、495-1以外は、無償貸与を継続します。</p>
大槻教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p> <p>ないようでしたら、お諮りします。</p> <p>議案第46号案件8について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p>
岩井課長	<p>【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、原案どおり可決します。</p> <p>続いて、議案第47号「令和7年和泉市議会第4回定例会に提出する議案について 和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について」、事務局（学校教育室）から説明願います。</p> <p>教職員担当の岩井です。</p> <p>本市の任期付市費負担教育職員については、大阪府教育職員と給料月額など待遇の均衡を図っているところですが、大阪府人事院勧告に基づき、府費負担教育職員の給与が改正されるため、それに合わせて改正を行うものです。</p> <p>令和7年度から期末・勤勉手当の支給率を年間4.6月から4.65月に0.05月分加算するもので、令和7年度は12月分に加算し、令和8年度以降は、6月期・12月期それぞれに分けて加算します。</p> <p>また、給料月額について、若年層に重点を置きつつ、全体を対象として、6,500円～12,200円の増額を行います。</p> <p>教職調整額を4%から10%に増額しますが、段階的引き上げとして令和8年1月1日に5%、以降毎年1%ずつ引き上げ、最終、令和13年1月1日に10%とします。</p>

	<p>なお、この教職調整額とは、教員は、一般行政職とは異なる勤務態様を持つため、その特殊性を考慮し、教員の勤務時間を長短によらず包括的に評価したうえで、労働基準法上の超過勤務手当および休日給にかわって支給される給料です。</p> <p>また、勤務時間外における災害対応などに係る教員特殊業務手当について、これまで週休日等における取扱いが勤務時間数や勤務内容で異なっていましたが、勤務時間が4時間以上の場合は、一律8,000円となります。</p> <p>なお、避難所開設などの災害対応時においては、管理職は市の職員に引継ぎし帰宅するため、上記に該当するような長時間の勤務が発生しないようにしています。</p> <p>表の(1)第7条、第8条の①、(2)給料月額については、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用します。</p> <p>(3)教職調整額及び(4)教員特殊業務手当については、令和8年1月1日から、(1)第7条、第8条の②については、令和8年4月1日から施行します。</p> <p>大槻教育長</p> <p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りします。 議案第47号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、原案どおり可決します。</p> <p>続いて、議案第48号「令和7年和泉市議会第4回定例会に提出する議案について　和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」、事務局（こども未来室）から説明願います。</p> <p>北野課長</p> <p>幼保運営担当の北野です。</p> <p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。</p> <p>家庭的保育事業者等は、利用する乳幼児に対し、利用開始時の健康診断と、利用開始後少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を行わなければならないとされています。</p> <p>これまで、家庭的保育事業者等を利用する乳幼児が、児童相談所等で利用開始前の健康診断を受けている場合、その内容が家庭的保育事業の利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、家庭的保育事業者等がその結果を把握するときは、利用開始時の健康診断を免除できるとされていました。</p> <p>今回の改正で、母子保健法第12条又は第13条に基づく健康診査が行われた場合には、利用開始時の健康診断に加え、定期健康診断及び臨時の健康診断も免除できるように規定を改めるものです。</p> <p>なお、本条例は公布の日から施行します。</p>
--	--

大槻教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りします。 議案第 48 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、原案どおり可決します。 続いて、議案第 49 号「令和 7 年和泉市議会第 4 回定例会に提出する議案について 和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について（教育委員会関係分）」、事務局（こども未来室）から説明願います。</p> <p>藤木課長 幼保育成担当の藤木です。 公立保育園に勤務する職員の給食費の徴収方法は、これまで現金徴収としていましたが、集金事務の効率化と現金取り扱いのリスク軽減を図る観点から給与天引きとするため、必要な規定整備を行うものです。 給与天引きの対象とするためには条例で規定する必要があるため、和泉市職員の給与に関する条例第 44 条に、職員の給食費を控除できる規定を追加します。 施行期日は、令和 8 年 4 月 1 日です。</p> <p>大槻教育長 ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りします。 議案第 49 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、原案どおり可決します。 続いて、議案第 50 号「令和 7 年和泉市議会第 4 回定例会に提出する議案について 財産取得 案件 1（仮称）和泉市立富秋学園給食室厨房機器一式」と、「案件 2（仮称）和泉市立北西部こども園給食室厨房機器一式」は提案理由を同じくする案件ですので、事務局（学校園管理室）から一括して説明願います。</p> <p>濱田課長 保健給食担当の濱田です。 両案件は、取得予定価格が 2,000 万円以上となっており、和泉市議会の議決を要することから、市議会第 4 回定例会において議決のうえ、本契約の締結となります。 (仮称) 和泉市立富秋学園給食室厨房機器一式は、学校給食提供にあたり必要となる調理関連備品等について、3,179 万円で購入予定です。 (仮称) 和泉市立北西部こども園給食室厨房機器一式は、こども園給食提供にあたり必要となる調理関連備品等について、1,776 万 5,000 円で購入予定です。</p>
-------	---

大槻教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りします。</p> <p>議案第 50 号案件 1 及び案件 2 について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、原案どおり可決します。</p> <p>続いて、議案第 51 号「令和 7 年和泉市議会第 4 回定例会に提出する議案について 工事請負契約の締結 案件 1(仮称)和泉市立北西部こども園等整備工事」と、「案件 2(仮称) 和泉市立北西部こども園等整備電気設備工事」は関連する案件ですので、事務局(学校園管理室)から一括して説明願います。</p>
大内課長	<p>教育施設担当の大内です。</p> <p>本件は、建築工事及び電気設備工事に加え、機械設備工事も発注が必要ですが、入札が不調となり、現在、再入札のうえ仮契約の手続き中ですので、契約相手方及び契約金額が確定次第、教育長の臨時代理で対応のうえ、次の第 12 回定例会にて、承認事項として提案する予定です。</p> <p>和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、本契約の締結には市議会の議決を要することから、市議会第 4 回定例会で議会の議決を求め、本契約を締結しようとするものです。</p> <p>案件 1 は、契約の方法は一般競争入札、契約金額は、7 億 8,583 万 7,800 円、契約の相手方は、花田建設株式会社和泉営業所所長の上間久美子です。</p> <p>工事内容は、園舎の整備並びに駐車場の整備で、駐車場のうち、43 ページに記載の駐車場(1)と、自転車置き場及びバイク置き場については、市民体育館駐車場の整備内容となっています。</p> <p>工期は、議会の議決の日から令和 9 年 2 月 26 日までです。</p> <p>案件 2 は、契約の目的は、(仮称) 北西部こども園等整備電気設備工事で、契約の方法は一般競争入札、契約金額は、1 億 4,899 万 1,700 円、契約の相手方は、オオヤ電機株式会社代表取締役の大宅孝治です。</p> <p>工事内容は、先ほどの案件 1 と同様で、それらの整備に伴う電気設備工事一式です。</p> <p>工期は、案件 1 と同様、議会の議決の日から令和 9 年 2 月 26 日までです。</p>
大槻教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りします。</p> <p>議案第 51 号案件 1 及び案件 2 について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p>

	【異議なし】
橋本課長	<p>ご異議ないようですので、原案どおり可決します。</p> <p>続いて、議案第 51 号「案件 3 和泉市立青少年の家改修工事」と、「案件 4 和泉市立青少年の家改修機械設備工事」は関連する案件ですので、事務局（生涯学習推進室）から一括して説明願います。</p> <p>生涯学習担当の橋本です。</p> <p>始めに、当該工事については、改修工事及び機械設備工事に加え、電気設備工事も発注予定ですが、契約予定金額が 1 億 565 万 7,200 円であり、予定価格が 1 億 5,000 万円以下の工事で議決案件ではないため、本定例会では参考として申し伝えます。</p> <p>案件 3 は、契約の目的は、和泉市立青少年の家改修工事で、契約の方法は一般競争入札、契約金額は、2 億 4,405 万 3,700 円、契約の相手方は、JSC テクノス株式会社代表取締役の花田 優子です。</p> <p>工事内容は、鉄骨造 2 階建て、延床面積 1,415.05 平方メートル、本工事対象延床面積 1,240.78 平方メートルで、サウナ棟増築、外壁改修、屋根改修、便所改修、浴室改修及びその他内装改修工事となっています。</p> <p>工期は、議会の議決の日から令和 9 年 1 月 29 日までです。</p> <p>案件 4 は、契約の目的は、和泉市立青少年の家改修機械設備工事で、契約の方法は一般競争入札、契約金額は、1 億 9,690 万円、契約の相手方は、奥田商工株式会社和泉営業所営業所長の桑山 稔章です。</p> <p>工事内容は、先ほどの案件 3 と同様で、それらにかかる機械設備工事です。</p> <p>工期は、案件 3 と同様、議会の議決の日から令和 9 年 1 月 29 日までです。</p>
大槻教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p> <p>ないようでしたら、お諮りします。</p> <p>議案第 51 号案件 3 及び案件 4 について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p>
	【異議なし】
岩井課長	<p>ご異議ないようですので、原案どおり可決します。</p> <p>続いて、議案第 52 号「令和 8 年度和泉市立学校教職員人事基本方針について」、事務局（学校教育室）から説明願います。</p> <p>教職員担当の岩井です。</p> <p>令和 8 年度教職員人事に際し、和泉市立学校に対する人事に係る基本方針を定める必要があるため、議案を提出するものです。</p> <p>本件は、学校の活性化とともに、人事の硬直化を防ぎ、教員の異動サイクル</p>

	<p>を早めることで、教職員の一層の資質向上を図るという方針が府から示されたことにより、本市においても同様に取り扱うものです。</p> <p>なお、同一校に長年勤務している者の異動の推進については、「現任校に 7 年以上勤務している者については、最長 10 年を目途として異動等を行う。」としてきたものを、令和 5 年度末人事より最長在籍年数を段階的に短縮しており、最終となる令和 7 年度末は、「現任校に 4 年以上勤務している者については、最長 8 年を目途として異動等を行う。」とするものです。</p> <p>65 ページの新旧対照表をご覧ください。</p> <p>昨年度内容から、年度の変更と 66 ページ下段(3)同一校に長年勤務している者の異動の推進の内、②「現任校に 5 年以上勤務している者については、最長 9 年を目途として異動等を行う。」を「現任校に 4 年以上勤務している者については、最長 8 年を目途として異動等を行う。」と変更しました。</p> <p>大槻教育長</p> <p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p> <p>ないようでしたら、お諮りします。</p> <p>議案第 52 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、原案どおり可決します。</p> <p>審議事項は以上ですので、次の報告事項に移ります。</p> <p>報告事項 1 「和泉市教育施設等長寿命化計画改訂版（案）について」、事務局（学校園管理室）から説明願います。</p> <p>大内課長</p> <p>教育施設担当の大内です。</p> <p>本件は、令和 8 年 3 月の計画策定に向けて取り組んでいる「和泉市教育施設等長寿命化計画改訂版（案）」について、市議会第 4 回定例会に報告しようとするもので、前回の教育委員会定例会において意見交換を行いました。</p> <p>計画期間は、当初計画では、令和 3 年度から令和 8 年度までとしていますが、改訂版では、計画期間を延長し、上位計画である「和泉市公共施設等総合管理計画改訂版」の次の見直し時期と合わせ、令和 3 年度から令和 18 年度までとします。</p> <p>次に、施設一体型義務教育学校の導入について、当初計画では、槇尾及び富秋の両中学校区での導入を予定する旨を記載していましたが、改訂版では、光明台及び信太の両中学校区における学校適正配置の方向性について、新たに記載します。</p> <p>なお、当該両校区においては、大規模改修を実施しないものの、必要に応じて、その他改修や修繕等により、消防・防火設備やトイレ改修等を優先的に実施します。</p> <p>次に、小学校等の大規模改修について、当初計画では、槇尾及び富秋の両中</p>
--	--

学校区を除き、築 20 年以上で改修履歴がない校舎 40 棟を対象とし、令和 5 年から令和 14 年の 10 年間で長寿命化を行うという方針ではあるものの、具体的な学校名や改修の順番は記載されていませんでしたが、改訂版では、新たに、具体的な学校名を含む、大規模改修の順番を記載する予定です。

改修対象は、当初計画の 40 棟から光明台及び信太の両中学校区の 14 棟を除き、新たに築 20 年を経過した青葉はつが野小学校の 2 棟を追加した合計 28 棟とし、対象 28 棟のうち、既に改修や設計に着手済みである 8 棟を除く 20 棟について、改修順を整理しています。

改修順の考え方は大きく 3 点あり、まず、消防・防火設備改修のうち、対応が必要な設備については、令和 9 年度までに完了するべく、優先的に改修を行います。

2 点目として、トイレ改修についても同様に、令和 12 年度までに完了するべく、優先的に改修を行います。

3 点目として、過去に実施した建物に係る調査結果等を踏まえ、「コンクリートの中性化状況」と「12 条点検に基づく建物健全度」の 2 つの視点で、それぞれ点数化し、順位付けを行います。

これら 3 つの考え方を基に、消防・防火設備やトイレの改修対象の校舎を優先しつつ、老朽化順位や各年度における改修工事の事業量を勘案して、改修計画を決定しています。

次に、保育所等の環境改善について、当初計画では、工事や修繕等により環境確保を行うとし、具体的な方針は記載されていませんでしたが、改訂版では、新たに具体的な方針を記載する予定です。

改修対象は、具体的な廃園時期が決定している園を除くすべての園、合計 6 園とし、令和 10 年から令和 15 年の 6 年間で年 1 園ずつ改修を行う予定です。

なお、具体的な改修計画は、各園の廃園時期の検討状況等を勘案し、今後検討しますが、あり方にに基づく整備方針等が見直された場合は、改修内容を含めて再検討します。

次に、小学校等の給食室のドライ化改修について、当初計画では、給食室のドライ化改修を実施するという記載はあるものの、具体的な方針については、記載がありませんでしたが、改訂版では、新たにドライ化改修に係る具体的な方針の記載を予定しています。

給食施設の衛生環境の向上及び老朽化対策を図るため、計画的なドライ化改修の実施が必要であり、改修対象は、富秋、光明台及び信太中学校区以外で、ドライ化改修が未完了の 8 校とし、令和 9 年度以降、年間 1 校程度のドライ化改修の実施を予定しています。

次に、プール跡地の活用について、当初計画では全く記載がありませんが、改訂版では、令和 10 年度には水泳授業の民間委託が全学校で実現することを受けて、学校プールの跡地活用について検討する必要があることから、新たに、その検討方針を記載するものです。

学校プールの跡地は、運動広場や駐車場など様々な活用方策の選択肢があり

	<p>ますが、消防本部との協議に基づき、除却を行う場合は、学校敷地内に新たな防火水槽の設置が必要です。また、今後、(仮称) 富秋学園の整備や小学校等の大規模改修などに優先的に取り組む必要があることから、当面の間は、原則、学校プール施設の除却は行わない方針とし、現況のまま管理を行います。</p> <p>なお、学校の状況に応じて、有効な活用方策が想定できる場合などは、新たな防火水槽の設置を含め、跡地活用の検討を行います。</p> <p>次に、照明の LED 化改修について、当初計画では全く記載がありませんが、改訂版では、新たに、取組方針を記載するものです。</p> <p>現在、多くの教育施設等における照明は、蛍光灯を使用していますが、令和 9 年で蛍光灯の製造・輸出入が終了することから、計画的な LED 化改修を実施します。</p> <p>大槻教育長 ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p> <p>続いて、報告事項 2 「学校給食の食物アレルギー対応について」、事務局（学校園管理室）から説明願います。</p> <p>濱田課長 保健給食担当の濱田です。</p> <p>本件は、市議会第 4 回定例会に報告しようとするもので、前回の教育委員会定例会において意見交換を行いました。</p> <p>本市における学校給食の食物アレルギー対応は、「和泉市学校給食における食物アレルギー対応の手引き」に基づき、児童生徒・保護者への影響を考慮し、医師の診断により提出される「学校生活管理指導表」による多段階対応を実施しています。</p> <p>児童生徒の状況に応じて多段階に個々の対応を行うことは、誤った給食の提供による事故の温床となっていることから、文部科学省が示す基本方針は、「安全性確保のため、原因食物の完全除去対応を原則とする」としており、「学校給食における食物アレルギー対応の原則的な考え方」では、最優先は安全性であり、二者択一の給食提供について示されているところで、本市の現状の対応とは異なるところです。</p> <p>このように、国が示す完全除去とは、児童生徒一人ひとりの喫食可能な分量による対応や、加熱・非加熱を区別した対応は行わず、原因食物を完全に排除する、つまり、提供を行わないという対応のことで、牛乳アレルギーを例にすると、①「牛乳・乳製品をまったく提供しない」完全除去か、②「全ての牛乳・乳製品を提供する」かの、二者択一で対応するというものです。</p> <p>他市での事例ですが、平成 24 年に学校給食の喫食後に食物アレルギーを起因とするアナフィラキシーショックによる死亡事故が発生しています。事故の背景の一つに、完全除去の考えが徹底されていなかったことも課題とされ、対策として完全除去の徹底が示されています。</p> <p>この事故が、国が学校給食における食物アレルギー対応について整備していく契機となりましたが、10 年が経過した令和 5 年には、事故を風化させないと</p>
--	--

	<p>めに、再度の情報共有も行われたところです。</p> <p>本市における今後の方向性ですが、学校給食における食物アレルギー対応全体の安全性の向上をさらに図り、より安全な学校給食の運営をめざします。</p> <p>学校給食における食物アレルギー対応は、児童生徒の命に直結する課題であるため、給食で食物アレルギー対応が必要な児童生徒の保護者には、令和7年度中から、機会があるごとに説明を行い、十分な周知期間を設けたうえ、令和9年4月から國の方針に基づく原因食物の完全除去対応を行います。</p> <p>ただし、食物アレルギーとして可能な対応は適宜実施するもので、米飯の提供を週4回程度の確保に努め、小麦アレルギーの児童生徒に配慮します。</p> <p>また、同じ食物アレルギーの食材が「大おかず」、「小おかず」で重ならないようにする、小麦粉でなく米粉を使用した揚げ物の日も設けるなど、できるだけ多くの児童生徒が喫食できる献立の工夫に努めるほか、食物アレルギーの原因食物の分類は、魚という大きい区分でなく、サバ、鮭などの魚種ごと、果物、野菜については、リンゴ、トマトといった種類ごと、など学校生活管理指導表に記載された種類ごとに対応してまいります。</p> <p>大槻教育長</p> <p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p> <p>続いて、報告事項3「和泉市温水プール事業の廃止について」、事務局（生涯学習推進室）から説明願います。</p> <p>富岡課長</p> <p>スポーツ振興担当の富岡です。</p> <p>本件は、市議会第4回定例会に報告しようとするもので、前回の教育委員会定例会において意見交換を行いました。</p> <p>和泉市温水プールは、28年が経過し、施設の維持・管理が大きな課題になっています。公営プールを取り巻く状況や、今後想定される財政負担の状況などを整理し、今後の温水プールの在り方を検討するものです。</p> <p>設置の経緯ですが、地域住民から温水プールの建設の要望が出され、泉北環境整備施設組合と共同で、建設へ向け取り組みました。管理運営等を本市が行うこととなり、建設費用は本市、高石市、泉大津市が負担し整備されました。</p> <p>利用者数は平成28年度をピークに減少し、現在は、新型コロナウイルス感染症の影響が発生する前の水準には戻っていない状況です。</p> <p>和泉市民の利用は約60%で、利用区分別では、定期利用者が約67%で特定の人の利用が多い状況です。</p> <p>指定管理料について、前回と現在の指定管理期間で比較すると、修繕料の増額などで5年間で約1億1,350万円増額しています。</p> <p>近年、主に設備の老朽化が原因の不具合により、工事・修繕を繰り返しており、工事に伴い、直近5年間で390日間の休館が発生している状況です。</p> <p>今後想定される年間のランニングコストは、約8,000万円と見込んでおり、施設を安定的に維持するためには、大規模改修による長寿命化の実施が避けられない状況です。</p>
--	--

	<p>令和4年度に長寿命化改修・整備計画を策定し、大規模改修の概算費用として、最低限の水準で約2億9,000万円、リニューアルを実感できる改修で5億8,100万円が必要との結論に至りました。</p> <p>屋内プールの施設数は、温水プールが運用開始した頃の平成8年度から令和3年度の比較では約1.7倍に増加しており、和泉市民が利用可能な近隣の施設も建設当時から増加しています。</p> <p>温水プールは、ごみ処理場である泉北クリーンセンターで発生する熱源を再利用し運営しています。泉北環境整備施設組合では、令和16年度以降の新施設の整備に向け取り組んでおり、この度示された、新施設の移転を含む整備方針によると、新施設の整備以降は熱源が利用できなくなりランニングコストが増大します。</p> <p>今後のスポーツ施設の構想について、「(仮称) 北部総合スポーツ公園」及び「市民体育館の建替えに伴うアリーナ」の整備を位置づけ、現在検討を行っています。整備にあたっては、相当な財政負担が想定されますが、これらの施設は、民間施設が充実している温水プールと異なり、公共施設としての整備が必要となっています。</p> <p>これまで整理した内容を踏まえ、本市の方向性として、現在、契約している指定管理期間が終了する令和10年度末をもって和泉市温水プールを廃止、廃止後の施設については、今後、民間サービスの活用も含め、利活用策を検討したいと考えています。</p> <p>創発プラン2.0における記載内容ですが、財政健全化の取組みについて、在り方検討の結果である廃止の方針を反映した内容に修正します。</p> <p>なお、効果額を積算し、成案において計上予定です。</p> <p>大槻教育長</p> <p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p> <p>続いて、報告事項4「和泉市特定歴史公文書の利用等に関する規則の制定の諮問について」と、報告事項5「和泉市公文書の管理等に関する条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準の制定の諮問について」は関連する案件ですので、事務局（文化遺産活用課）から一括して説明願います。</p> <p>森下次長</p> <p>文化遺産活用課の森下です。</p> <p>本件は、文書館機能の設置に係るものですので、まず、「文書館」機能の設置に係るこれまでの経過を説明します。</p> <p>令和5年10月の府議において、まなびのプラザに市史編さん室を移転し、市史編さん事業で収集した古文書や歴史的価値を有する公文書を、一般公開するための「文書館」機能を開設する方針を決定しました。古文書などの地域資料や特定歴史公文書を公開するほか、デジタルアーカイブを構築し、データ化できた資料は、電子申請・電子データ閲覧が可能となります。</p> <p>令和8年度の「文書館」機能開設に向け、令和6年3月に、和泉市公文書の管理等に関する条例を制定し、令和7年5月には、まなびのプラザを改修し、</p>
--	--

	<p>市史編さん室を移転するなど、開設の準備を進めています。</p> <p>公文書管理条例に基づく規則等の整備は、「和泉市文書管理委員会規則」及び公文書の評価選別を行うための「和泉市歴史公文書の決定に係る基準に関する要綱」を制定し、現在、公文書の評価選別を進めているところです。</p> <p>令和8年度から、教育委員会に移管を受けた特定歴史公文書を公開するため、特定歴史公文書の保存や利用請求の方法、費用負担等を定めた「和泉市特定歴史公文書の利用等に関する規則」及び、特定歴史公文書の利用請求があった際の利用制限や部分利用などの処分に係る審査基準を制定する必要があります。</p> <p>については、上記規則等の制定に向け、公文書管理条例第25条第2項の規定に基づき、令和7年12月24日に開催する和泉市文書管理委員会に諮問するものです。</p> <p>今後、12月の文書管理委員会に諮問し、令和8年1月に答申をいただき、令和8年教育委員会第3回定例会にて規則について審議をいただく予定です。</p> <p>大槻教育長</p> <p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p> <p>続いて、報告事項6「保有個人情報開示に係る審査請求の裁決について」ですが、個人情報を取り扱う案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書に基づき、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、報告事項6は非公開とします。</p> <p>よって、すべての案件が終了した後、取り扱うこととし、情報提供に移ります。</p> <p>情報提供1及び2についてですが、事前に資料を配布していますので説明は省略します。</p> <p>何かご質問等ございませんか。</p> <p>情報提供は以上ですので、次の行事等のご案内に移ります。</p> <p>行事等のご案内1から3についてですが、事前に資料を配布していますので説明は省略します。</p> <p>何かご質問等ございませんか。</p> <p>行事等のご案内は以上です。</p> <p>次に、報告事項6について取扱う前に、職員の入れ替えを行います。しばらくお待ちください。</p> <p>【報告事項6 非公開にて審議】</p> <p>以上をもちまして、本日の定例会は終了します。</p>
--	---

令和7年和泉市教育委員会第11回定例会の様子



傍聴は当日受付しています。皆様の傍聴をお待ちしております。

傍聴方法：当日受付

開会時刻15分前から先着順で入室可能ですが、その時点で定員を超える場合は抽選とします。(定員数は会場により異なります。)

ただし、人事に関することなど非公開となる案件は傍聴できません。